

都市マスタープラン（１）

市町村マスタープランの創設

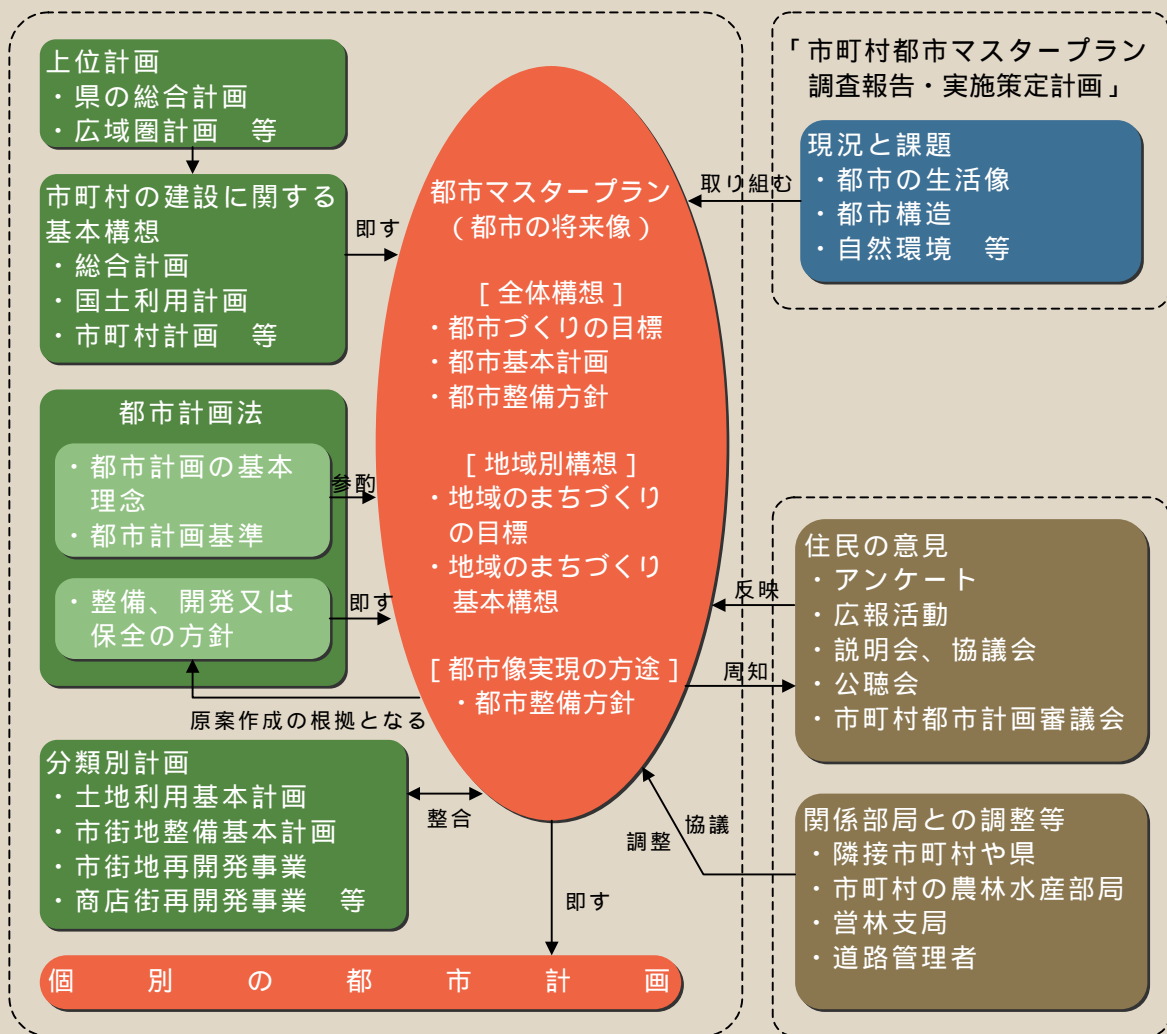
平成 5 年 6 月に施行された「都市計画法及び建設基準法の一部を改正する法律」では、都市計画法第 18 条の 2 に「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下、「市町村マスタープラン」とする）」が新たに創設され、各市町村ごとにこれを定めることとなった。

市町村マスタープランの役割

市町村マスタープランは、都市の全体の将来像を市町村が独自に定める都市計画制度として創設されたが、策定の進め方においても、市町村が独自性を発揮して取り組む必要があり、特に住民参加をふまえた取り組みを主体的に確立することが重要である。

また、県決定の都市計画のマスタープランである「整備、開発又は保全の方針」と市町村が定める市町村マスタープランとが、総合的・一体的に連携して進められることになる。

市町村マスタープランの総合的な体系



都市マスタープラン（２）

計画の構成と内容

本計画の構成は、「全体構想」、「地域別構想」、「都市像の実現の方途」を骨格とする。

	項目	概要
全体構想	<ul style="list-style-type: none"> 都市概況の整理 広域的な位置づけ 都市の構造特性と動向 都市の現況 都市の問題点と課題の整理 都市づくりの目標 都市づくりの目標 目標とする都市像 都市基本計画 土地利用基本計画 都市施設配置基本計画 防災、環境保全基本計画 	<p>都市概況を整理し、都市づくりの基本的な問題を把握する。</p> <p>対象区域全体の将来都市像の概要を示す。</p> <p>将来都市像を土地利用・都市施設配置・防災、環境保全計画として具体的に示す。</p>
地域別構想	<ul style="list-style-type: none"> 地域のまちづくり目標 地域のまちづくり基本構想 	<p>全体構想をふまえ、地域別の市街地像の概要を示す。</p> <p>将来市街地像を、地区計画の方針に該当する内容として示す。</p>
都市像実現の方途	<ul style="list-style-type: none"> 都市整備方針 土地利用整備方針 都市施設配置整備方針 防災、環境保全整備方針 	<p>将来都市像を実現するために必要な都市計画の基本方針を示す。</p>

他の都市づくりの計画との関係

